

京都府災害廃棄物処理計画（中間案）に対する意見募集結果等について

1 意見募集期間

平成30年12月20日（木曜日）から平成31年1月16日（水曜日）まで

2 意見提出件数

6件（提出者6人）

3 意見の要旨と府の考え方

	意見の要旨	府の考え方
1	<p>昨年も豪雨や台風など災害がたびたびありました。その時にできる災害ごみはどのように処理されてきましたか。災害ごみがでた市町村だけでなく複数の市町村が協力して処理されてきたのでしょうか。また、京都府はどのようなことをされてきましたか。</p>	<p>災害時には、市町村による収集を行い、分別、中間処理等、災害廃棄物の適正な処理を実施しました。また、京都府は、国や府内市町村との調整及び現地視察等を実施し、府内市町村からは被災した市町村に人的な支援等が実施されました。</p>
2	<p>中間案を読みましたが、私の住んでいる地域では、燃えるごみは、この曜日で、カンビンペットボトルは、この曜日でなどと、細かく指定されています。分別は、面倒ですが、リサイクルのためにはやむを得ないし、これからの社会には必要なことだと思います。</p> <p>しかし、阪神大震災の時は、災害で出たごみを焼いているところをあちこちで見ました。災害だから、どこで焼いてもいいというのでは、世の中の流れに反していると思いますし、災害のごみであっても無秩序に処理するのではなく、きちんと処理するよう、計画にも書き込むべきではないでしょうか。</p>	<p>通常の一般廃棄物と同様に、災害廃棄物についても、分別、中間処理及び再資源化を推進し、最終処分量を低減することを、8頁第5節災害廃棄物処理の基本的考え方や12頁第7節災害廃棄物処理の流れに記載しています。</p> <p>御意見を踏まえ、東日本大震災等過去の災害におけるリサイクル実績を追加し、大規模災害時の資源化目標の設定に当たっては参考にする旨を記載しました。</p>
3	<p>災害廃棄物処理に関しては市町村が実務を担当することになるが、通常とは大幅に異なる業務であり、職員が慣れないことによる処理の停滞が懸念される。</p> <p>また、市町村の規模・体制は様々で、人員が限られている市町村もある。</p> <p>京都府災害廃棄物処理計画（中間案）では、市町村に対する研修の実施等に関する記述があるが、災害発生時に市町村が速やかに災害廃棄物処理を実施できるよう、関係職員の育成をしていく必要がある。</p>	<p>災害時に市町村が速やかに対応できるよう、平常時から、関係機関、他府県、府内市町村及び国と調整の上、研修会、ワークショップ、セミナー等を開催し、市町村関係職員の人材育成を支援します。</p> <p>16頁第2章第1節や、33頁第4章第2節に記載しています。</p>

4	<p>災害廃棄物の処理について、東日本大震災では仮設焼却炉を設置して処理が行われたようだが、京都府で災害が起きた場合にも仮設焼却炉を設置するのか。</p>	<p>災害廃棄物処理の実施主体は市町村であり、まずはその処理について市町村で対応いただくことになります。災害の規模等にもよりますが、東日本大震災の時と同様に、大規模な災害時には本府においても仮設焼却炉の検討が必要となる可能性がありますので、8頁第1章第4節「仮置場に係る検討」の項にその旨記載しました。</p>
5	<p>災害に伴って発生した太陽光パネルのごみや、事業所のごみは市町村が処理してくれるのか。</p>	<p>太陽光パネルについては、市町村が適正なりサイクルを実施し処理することとなりますが、事業場において発生した災害廃棄物については、原則事業者が処理を行うこととなっています。</p>
6	<p>先般発生したスプレー缶中のガスによる爆発事故も踏まえて、11頁中(3)の有害物及び危険物にスプレー缶も加えてはどうかと考えます。</p>	<p>スプレー缶についても、危険物と判断されますので、当該箇所及び5頁の「対象とする災害廃棄物」(表中)に記載しました。また、市町村災害廃棄物処理計画においても、分別収集の徹底や危険性について、記載されるよう周知徹底します。</p>